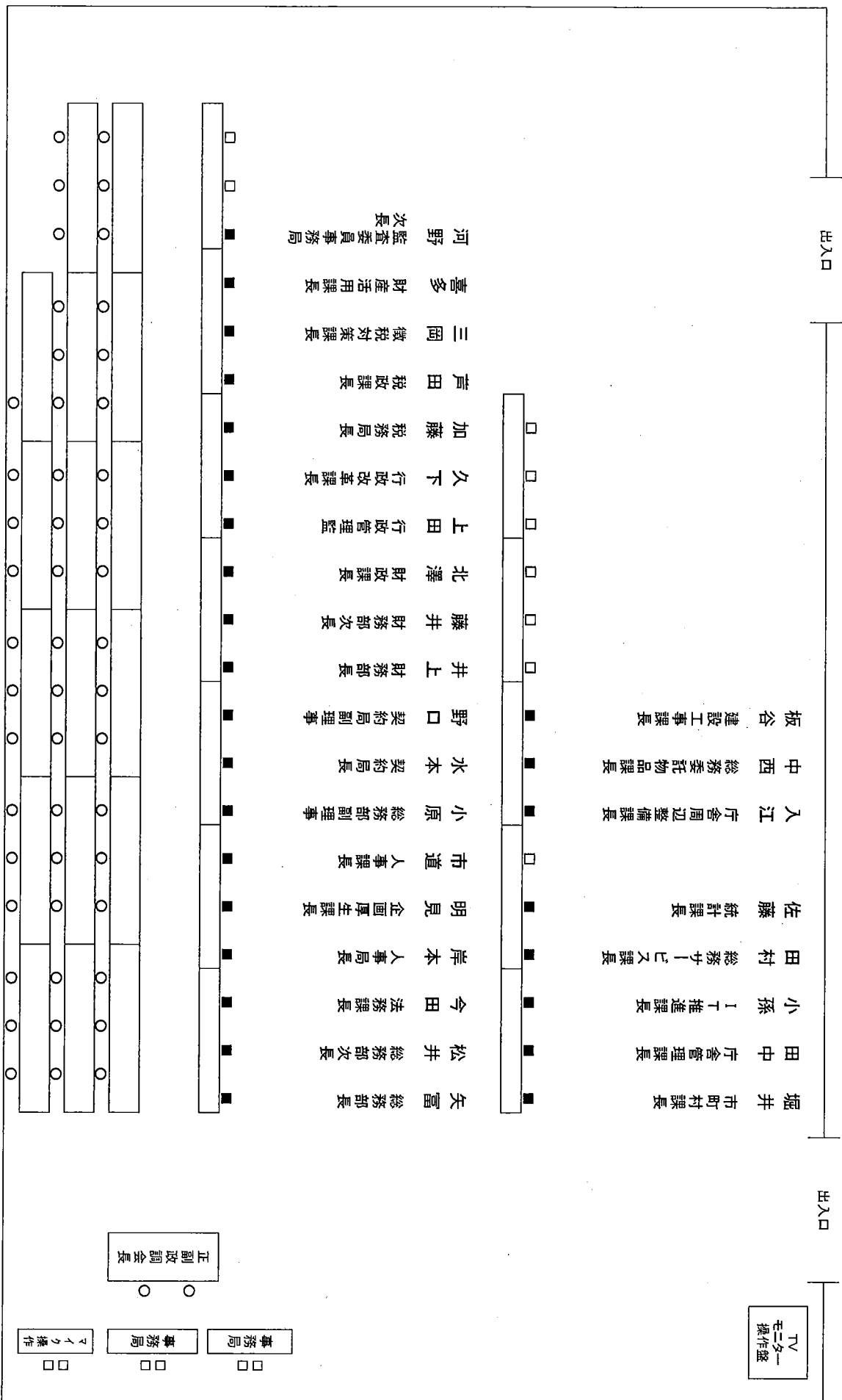


大阪維新の会 都構想推進大阪府議会議員団 政調会 配席図【総務部・財務部】

平成27年2月3日(火) 10時00分～11時10分 第1委員会室



出入口

出入口

TV
モニター
操作盤

事務局

正副政調会長

マイク操作

- 堀井 市町村課長
- 田中 庁舎管理課長
- 小孫 I 推進課長
- 田村 総務サビズ課長
- 佐藤 統計課長
- 入江 庁舎周辺整備課長
- 中西 総務委託物品課長
- 板谷 建設工事課長
- 矢富 総務部長
- 松井 総務部次長
- 今田 法務課長
- 岸本 人事局長
- 明見 企画厚生課長
- 市道 人事課長
- 小原 総務部副理事
- 水本 契約局長
- 野口 契約局副理事
- 井上 財務部長
- 藤井 財務部次長
- 北澤 財政課長
- 上田 行政管理監
- 久下 行政改革課長
- 加藤 税務局長
- 芦田 税政課長
- 三岡 徴税対策課長
- 喜多 財産活用課長
- 河野 監査委員事務局次長

平成 27 年度当初予算主要事業概要（財務部）

上段 平成 27 年度財務部長内示額
 中段 平成 27 年度知事復活要求額
 下段 平成 26 年度当初予算額

（一般会計）

（単位 百万円）

事業名	27 既内示額 27 復活要求額 (26 当初予算額)	摘 要
地方税徴収機構運営事業費	26 — (0)	<p>新たに地方税徴収機構を設置し、府内市町から個人住民税等の滞納事案を引継ぎ、府と市町の職員が相互に身分を併任し共同で徴収事務を行う。</p> <p>参加団体：府及び 27 市町</p>
府有資産所在市町村交付金	501 — (532)	<p>国有資産等所在市町村交付金法に基づき、固定資産税相当額を交付</p> <p>交付先 大阪市外 28 市町</p>

復活要求がない場合、金額欄は（－）で記載。

（特別会計）

（単位 百万円）

事業名	27 既内示額 27 復活要求額 (26 当初予算額)	摘 要
公債管理特別会計	1,213,777 — (1,124,944)	府債の元利償還金等

平成27年2月定例府議会提出予定議案（予算案を除く）の概要

財 務 部

事 件 議 決 案 (1件)

件 名	概 要	所 管 局 課
土地売払いの件	府立八尾支援学校東校敷地 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 八尾市千塚二丁目25番ほか1筆 ・面積 33,637.78㎡ ・相手方 八尾市 ・売払い金額 4億9,400万円 	財 産 活 用 課

条 例 案 (1件)

件 名	概 要	所 管 局 課
大阪府税条例等一部改正の件	地方税法等の改正（平成27年3月末公布予定）に伴い、 所要の改正を行う。 〔主な改正内容〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の普通法人について、所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大する。 ・ 自動車取得税の税率や課税標準を軽減する特例措置について、軽減対象の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。 ・ 消費税の引き上げに伴う地方消費税の税率の引き上げの施行日を平成29年4月1日に延期する。 <p style="text-align: center;">施行日 平成27年4月1日ほか</p>	税 務 局

※概要は財務部事項のみ記載

大阪府税条例等の一部を改正する条例（案）について

1 改正の概要

(1) 法人事業税の外形標準課税の拡大等

資本金1億円超の普通法人について、所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税を2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大。

(外形の割合 現行 1/4 → 27年 3/8 → 28年 1/2)

	現行	① 平成27年度	② 平成28年度以降
付加価値割	0.504% (0.48%)	0.756% (0.72%)	1.008% (0.96%)
資本割	0.21% (0.2%)	0.315% (0.3%)	0.42% (0.4%)
所得割	4.66% (4.3%)	3.4% (3.1%)	2.14% (1.9%)
【地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の所得割税率】	【7.56% (7.2%)】	【6.30% (6.0%)】	【5.04% (4.8%)】

※ () 内は標準税率

(2) 地方消費税率引上げの延期

消費税率の再引上げに伴う税率引上げの施行日を平成29年4月1日に変更。

(3) 不動産取得税の特例措置の期間延長

- ① 住宅及び土地に係る税率の特例措置 (4% → 3%) を3年間延長。
- ② 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置 (2分の1) を3年間延長。

(4) 府たばこ税の特例税率の段階的廃止

旧3級品の製造たばこ(「わかば」等)に係る特例税率を、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、段階的に税率引上げ廃止。(1000本あたり、現行411円 → H28年度481円 → H29年度551円 → H30年度656円 → H31年度以降860円 = 本則税率)

(5) 自動車取得税における「エコカー減税」の見直し

平成32年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長。

(6) 軽油引取税の課税免除措置

軽油引取税の課税免除の特例措置の一部を廃止の上、3年間延長。

(海上保安庁等が電源の用途に供する軽油の引取りに係るもの等を廃止)

(7) その他所要の規定整備

2 施行期日

公布の日	(2)、(7)
平成27年4月1日	(1)①、(3)、(5)、(6)
平成28年4月1日	(1)②、(4)

※ 国の地方税法等の改正法案の作成・国会提出日程によっては、追加提案扱いとなる場合があります。

2月定例会提出予定議案（債権放棄）

【議案】

所管部局	債権名	件数	金額(円)
福祉部	大阪府障害者扶養共済制度掛金	5	85,800
	高齢者住宅整備資金貸付金	2	471,545
	大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金	2	37,079
	大阪府婦人更生資金貸付金	24	364,122
健康医療部	大阪府立救命救急センターの診療料等	4	1,473,828
商工労働部	大阪府中小企業経営革新支援事業費補助金の返還に係る加算金	1	836,851
	中小企業設備近代化資金貸付金	1	2,500,817
	中小企業高度化資金貸付金	1	347,601,904
	繊維工業共同施設資金貸付金	1	63,872,009
	繊維工業知識集約化共同資金貸付金	1	12,070,821
環境農林水産部	同和地区農林漁業振興資金貸付金	3	1,883,806
住宅まちづくり部	仮住居用民間賃貸住宅敷金返還金	2	950,000
	泉北丘陵分譲宅地譲渡契約の解除に伴う違約金	2	1,681,183
	事業用借地権設定契約に係る貸付料	1	469,224
教育委員会	大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費に係る貸与金	6	858,000
	大阪府立東淀川高等学校教室棟外壁改修工事の入札における違法行為に基づく損害賠償金	1	4,360,000
合 計		57	439,516,989

※ 放棄債権には、上記金額に加え遅延損害金等が含まれる。

議案については、所管部局から提出されます。

【報告】 (知事決定分)

所管部局	債権名	件数	金額(円)
福祉部	大阪府低所得者子弟技能習得資金貸付金	8	43,800
	大阪府民生安定生業資金貸付金	1	7,527
	大阪府立身体障害者福祉センターに係る診察料	1	1,740
	大阪府立身体障害者福祉センターに係る診断書等 交付手数料	1	1,500
	大阪府障害者扶養共済制度掛金	15	62,500
	大阪府保母修学資金貸付金	3	6,994
	大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金	7	35,187
	大阪府婦人更生資金貸付金	11	49,215
健康医療部	大阪府立救命救急センターの診療料等	6	9,360
	大阪府立救命救急センターに係る文書交付手数料	1	3,870
	大阪府立救命救急センターに係るおむつ代	2	935
教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく 災害共済給付に係る共済掛金	236	361,290
合 計		292	583,918

※ 放棄債権には、上記金額に加え遅延損害金等が含まれる。

〔 議案については、所管部局から提出されます。 〕

『行財政改革推進プラン（案）』の策定について

- 平成26年9月にとりまとめた『行財政改革推進プラン（素案）』について、9月定例府議会での従2月中旬の27年度当初予算案発表と同時に、『行財政改革推進プラン（案）』として公表すべく

■（素案）からの主な改訂内容

- ◎ 取組効果額など予算関係の内容については、予算案編成作業にあわせ、現在精査中
- ◎ 素案をもとに追加取組み等を加筆

- 【例】・ 民間連携について、企業だけでなく大学等との積極的な連携を追加（本文P53）
- ・ 課題解決型プロジェクトチームについて、取組みの進捗等に応じて内容付加（本文P59）
- ・ ナレッジマネジメントについて、庁内サイトの設置など進捗等に応じて内容付加（本文P64）

- ◎ 「具体的な改革の取組み」等にかかる「改革工程表」を追加

■ 大阪府議会基本条例に基づく取扱い

同条例第14条により、本プラン（案）が議決対象となる計画にあたるかどうか、また対象となる場合議会運営委員会でお諮りいただく予定です。

⇒ 前計画である『財政構造改革プラン（案）』については、「基本的考え方」の一部について、同条例議決案件としていただきました。

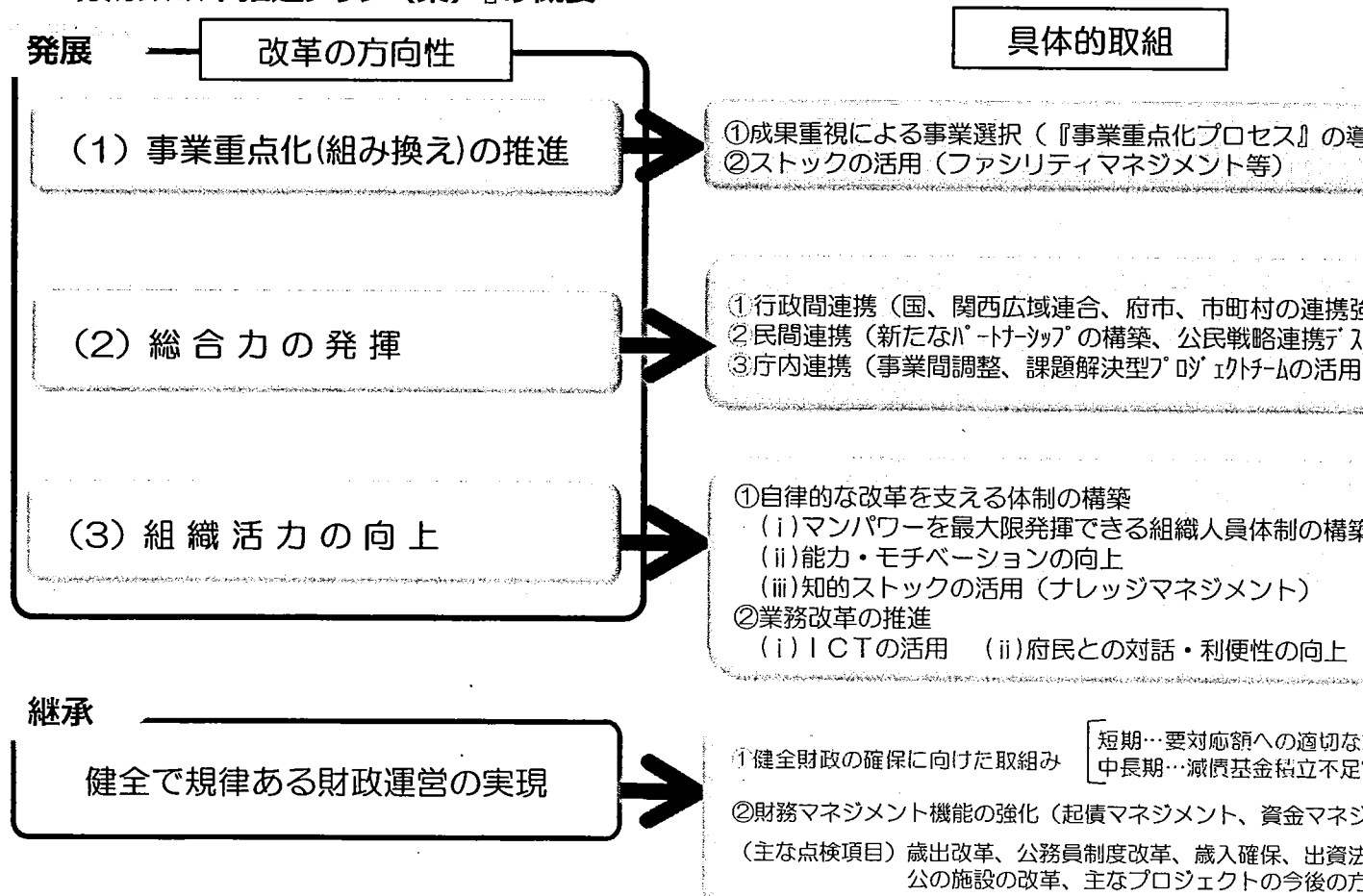
【参考1】大阪府議会基本条例（平成21年大阪府条例第59号）
（基本的な計画の議決）

第14条 地方自治法（昭和22年法第67号）第96条第2項の規定により、府行政の全般に係る政策及び施行方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止は、議会の議決する事件とする。

【参考2】前計画である『財政構造改革プラン（案）』の際の取扱い

「基本的な考え方」のうち、3頁から5頁の（1）大阪府の財政構造等に関する調査分析の総括、（2）基本（3）計画期間について、御議決いただきました。

■ 『行財政改革推進プラン（案）』の概要



- 今後のスケジュール（予定）⇒ 2月上旬：戦略本部会議 2月16日：公表予定（27年度当

先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業について

◆ 大阪市域内での住民サービスについて、
府市間の連携は必ずしも十分ではなかった。

⇒ 大阪にふさわしい大都市制度を目指し、
知事・市長共同歩調のもと、以下のとおり取り組む

- ① 先行的に取り組みを始めた
広域的な新規・拡充事業（先行的広域事業）の大阪府の関与
- ② 差等補助（差等補助的な事業を含む）の解消
- ③ 宝くじ収益金の府市配分割合の見直し

① 先行的広域事業

- 先行的取組みの象徴となる事業
- インフラ基盤整備
- 集客観光 など

② 差等補助及び差等補助的な事業

府が任意に行っている事業で、その対象から政令市を除外するもの

③ 大阪府と大阪市間の宝くじ収益金配分割合の見直し

大阪府と大阪市の広域的事業にかかる役割分担の見直しに伴い、財源移譲を図るため、宝くじの収益金を大阪府と大阪市の販売実績と夜間人口のシェアに応じて配分

※ 大阪・大阪市間の配分方法については、定期的に見直すとともに相当の理由がある場合は随時見直しを行う。

先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業について

これまで、大阪市域内での住民サービスについて、府市間の連携が必ずしも十分でなかったことを踏まえ、大阪にふさわしい大都市制度をめざし、知事・市長共同歩調のもと、先行的に取り組みを始めた広域的な新規・拡充事業（以下、「先行的広域事業」（別紙1）という。）については、府市統合までの間、以下の考え方で整理する。また、差等補助（差等補助的な事業を含む）についても解消を確認する。なお、先行的広域事業に係る府の関与に伴い、宝くじ収益金の府市配分割合の見直し（別紙2）を行う。

- 府市それぞれが法令等に基づく権限と責任に応じて関与することを基本に、府は事業が市域外に及ぼす効果や受益の程度も勘案し、広域行政体として一定の財源負担をする。

平成 年 月 日

大阪府知事 松井 一郎

大阪市長 橋下 徹

先行的に取組む広域的な新規・拡充事業について

大阪にふさわしい大都市制度を目指すなか、知事・市長の共同歩調のもと、先行的取組みを始めた広域的な新規・拡充事業は、府が広域行政体として責任を持って関与する

同時に、宝くじ収益金を念頭においた差等補助（差等補助的な事業を含む）については完全解消を徹底する

◆広域的な新規・拡充事業の考え方

<事業例>

▣先行的取組みの象徴となる事業（特に重点的関与が必要）

- ・うめきた2期開発（区画整理、緑化、新駅設置）
- ・新しい美術館の整備
- ・クルーズ客船母港化
- ・IR関連

▣インフラ基盤整備

- ・広域的高速道路
- ・鉄道（なにわ筋線、リニア関連）

▣集客観光等（今後府市一体で進める事業でハード整備や既存施設のリニューアル整備も含む）

- ・大阪城・天王寺公園・難波宮跡
- ・近現代史を学ぶ施設

※但し、既存整備分に係る通常の維持管理費は大阪市が負担する

◆差等補助的な事業

大阪市及び堺市の区域を除く府の区域を対象として府が事業を行っているもの

- ・鉄道駅舎エレベーター等設置補助
- ・鉄道駅舎可動式ホーム柵等設置補助

など

宝くじ収益金の配分見直しについて

宝くじ収益金については、先行的広域事業に係る府の関与に伴い、下記の新たな方法により配分することとする

1. 現行の配分率

○配分方法：(販売実績割+昼間人口割)×1/2

	大阪府	大阪市
配分率 (H25 収益金額)	43% (125 億)	50% (143 億)

※販売実績額は H15、昼間人口は H12 国勢調査による
他に堺市に 7% (20 億) を配分

2. 新たな配分率

○配分方法：(販売実績割+夜間人口割)×1/2

	大阪府	大阪市
配分率	50% (+20 億)	43% (▲20 億)

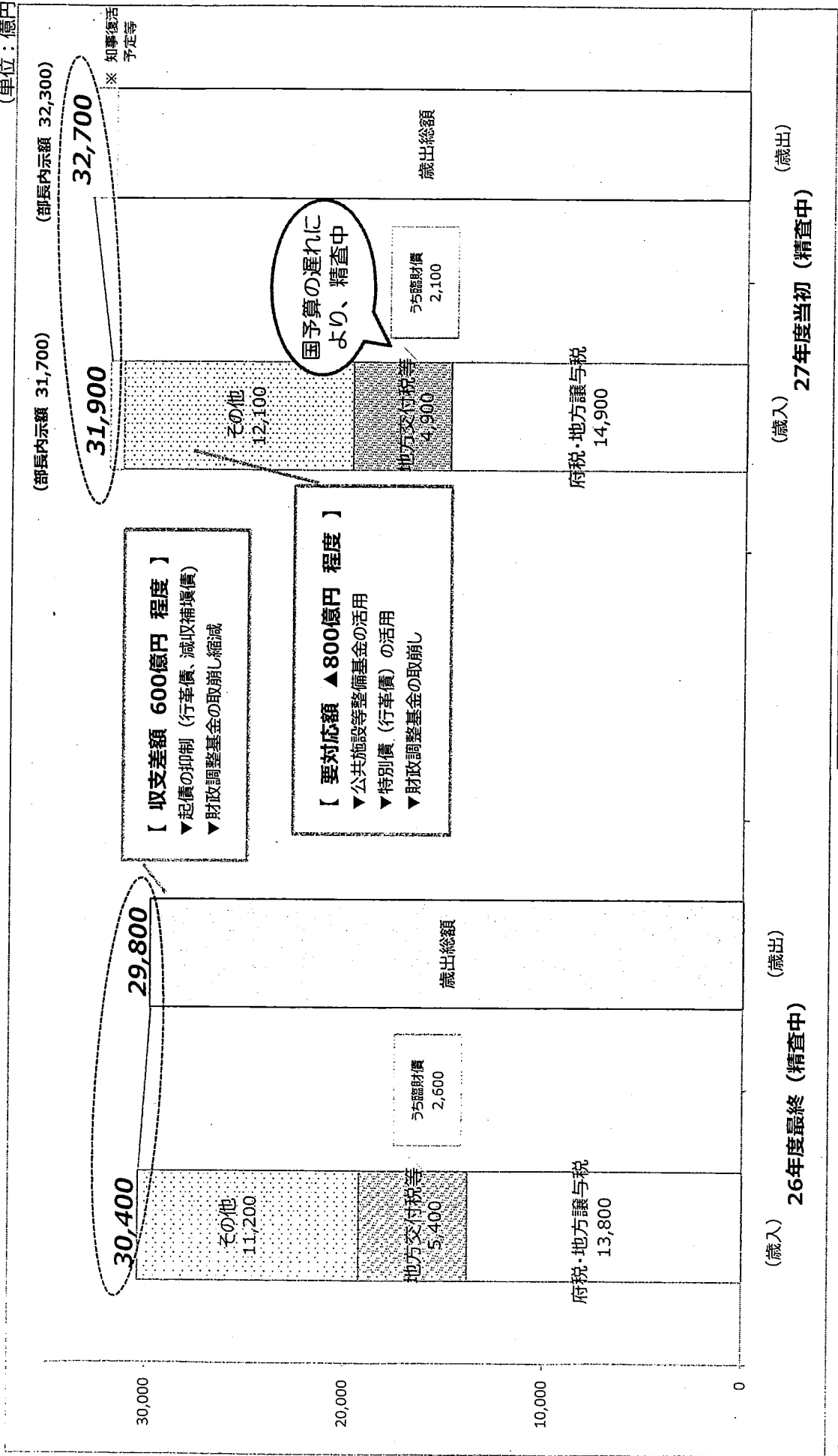
※販売実績額は H23~H25 の平均、夜間人口は H22 国勢調査による
他に堺市に 7% (増減なし) を配分

- ・新たな配分方法については、国勢調査が行われる 5 年に 1 回見直しを行うこととする
- ・なお、府市が相当の理由があると認める場合は、配分方法の見直しについて随時協議を行うことができるものとする

平成27年度当初予算(案) 収支フレーム(概算)

(財務部長内示ベース)

H27.1.27現在
(単位: 億円)



【 収支差額 600億円 程度 】
 ▼ 起債の抑制 (行革債、減収補償債)
 ▼ 財政調整基金の取崩し縮減

【 要対応額 ▲800億円 程度 】
 ▼ 公共施設等整備基金の活用
 ▼ 特別債、(行革債)の活用
 ▼ 財政調整基金の取崩し

国予算の遅れにより、精査中

【前提条件】
 ※給与カットはH26で終了。人勤(総合的見直し▲2%を含む)は繰り込み済。
 ※資料の取りまとめ時点での数値であり、検討・精査の結果変動を生ずることがあります。

■ 財政調整基金の状況
 ○ 26年度末残高見込み = 1,467億円
 ○ 財務部長内示時点の27年度末残高見込み = 800億円弱 (財源対策後)